毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

号外第三十九号
令和八年
十一月六日
金曜日

目　次

選挙管理委員会

○山梨県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者
○山梨県議会議員補欠選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所
○山梨県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時
○山梨県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
○山梨県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日
○山梨県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所
○山梨県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
山梨県甲府市	秋山　洋	山梨県笛吹市	中村　一也

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置（異動）届出 選挙運動費用収支報告書 選挙運動費用負担の届出 選挙運動に関する公営の届出 選挙運動に関する公営の届出 選挙運動に関する公営の届出	山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

一　場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県庁

二　日時　令和八年十一月十七日　午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区における選挙公報の発行について、山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十年条例第二号）第四条第二項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

一　日時　令和八年十一月六日　午後五時三十分

二　場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

ポスターを掲示することができる日　令和八年十一月六日

山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区

選挙長　秋山　洋

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県選挙管理委員会事務室

（令和八年十一月六日　午前八時三十分から午前十時までの間にあっては、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県庁別館三階正庁）

山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区

選挙長　秋山　洋

一　場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県庁

二　日時　令和八年十一月十二日　午後五時十五分